

経 済 産 業 省

20130502 貿 局 第 1 号
輸入注意事項 25 第 6 号
経済産業省貿易経済協力局

「医薬品類の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 25 年 5 月 16 日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

「医薬品類の輸入の承認について」の一部改正について

「医薬品類の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け平成 19・02・27 貿局第 3 号・輸入注意事項 19 第 5 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 25 年 5 月 26 日から施行する。

「医薬品類の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○医薬品類の輸入の承認について（平成19年3月6日付け平成19・02・27貿局第3号・輸入注意事項19第5号）

改 正 後			現 行		
1 対象品目			1 対象品目		
関税率表の 番 号 等	品 目	備 考	関税率表の 番 号 等	品 目	備 考
1211・30 ～ 2933・59 （略）			1211・30 ～ 2933・59 （略）		
2933・99	・ 2-（4-クロロベンジル）-1-（ジエチルアミノ）エチル -5-ニトロベンズイミダゾール（別名クロニタゼン）及び その塩類	麻薬	2933・99	・ 2-（4-クロロベンジル）-1-（ジエチルアミノ）エチル -5-ニトロベンズイミダゾール（別名クロニタゼン）及び その塩類	麻薬
	・ 1-（ジエチルアミノ）エチル-2-（4-エトキシベンジル） -5-ニトロベンズイミダゾール（別名エトニタゼン）及び その塩類	麻薬		・ 1-（ジエチルアミノ）エチル-2-（4-エトキシベンジル） -5-ニトロベンズイミダゾール（別名エトニタゼン）及び その塩類	麻薬
	・ 1・3-ジメチル-4-フェニル-4-（プロピオニルオキシ） アザシクロヘプタン（別名プロヘプタジン）及びその塩類	麻薬		・ 1・3-ジメチル-4-フェニル-4-（プロピオニルオキシ） アザシクロヘプタン（別名プロヘプタジン）及びその塩類	麻薬
	・ 3-（2-アミノブチル）インドール（別名エトリプタミン） 及びその塩類	麻薬		・ 3-（2-アミノブチル）インドール（別名エトリプタミン） 及びその塩類	麻薬
	・ 3-（2-（ジエチルアミノ）エチル）インドール（別名D ET）及びその塩類	麻薬		・ 3-（2-（ジエチルアミノ）エチル）インドール（別名D ET）及びその塩類	麻薬
	・ 3-（2-（ジメチルアミノ）エチル）インドール（別名D MT）及びその塩類	麻薬		・ 3-（2-（ジメチルアミノ）エチル）インドール（別名D MT）及びその塩類	麻薬
	・ 3-（（2-ジメチルアミノ）エチル）-インドール-4-イル リン酸エステル（別名サイロシビン）及びその塩類	麻薬		・ 3-（（2-ジメチルアミノ）エチル）-インドール-4-イル リン酸エステル（別名サイロシビン）及びその塩類	麻薬
	・ 3-（2-（ジメチルアミノ）エチル）-インドール-4-オ ール（別名サイロシン）及びその塩類	麻薬		・ 3-（2-（ジメチルアミノ）エチル）-インドール-4-オ ール（別名サイロシン）及びその塩類	麻薬
	・ 1-（1-フェニルシクロヘキシル）ピロリジン（別名ロリ シクリジン）及びその塩類	麻薬		・ 1-（1-フェニルシクロヘキシル）ピロリジン（別名ロリ シクリジン）及びその塩類	麻薬
	・ 3・7-ジヒドロ-1・3-ジメチル-7-（2-（ α -メチル フェネチル）アミノ）エチル）-1H-プリン-2・6-ジオ ン（別名フェネチリン）及びその塩類	向精神薬		・ 3・7-ジヒドロ-1・3-ジメチル-7-（2-（ α -メチル フェネチル）アミノ）エチル）-1H-プリン-2・6-ジオ ン（別名フェネチリン）及びその塩類	向精神薬
	・ 3-[2-（ジイソプロピルアミノ）エチル]-5-メトキシイ	麻薬		・ 3-[2-（ジイソプロピルアミノ）エチル]-5-メトキシイ	麻薬

2934・91 ～ 30・04 2 ～ 5 (略)	・インドール (別名 5-Me o-D I P T) 及びその塩類	麻薬	2934・91 ～ 30・04 2 ～ 5 (略)	・インドール (別名 5-Me o-D I P T) 及びその塩類	麻薬
	・3- (2-アミノプロピル) インドール (別名 AMT) 及びその塩類	麻薬		・3- (2-アミノプロピル) インドール (別名 AMT) 及びその塩類	麻薬
	・1-ナフタレニル (1-ペンチル-1 H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類	麻薬		・1-ナフタレニル (1-ペンチル-1 H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類	麻薬
	・N, N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類	麻薬		・N, N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類	麻薬
	・1-フェニル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類	麻薬		・1-フェニル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類	麻薬
	・ (1-ブチル-1 H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類	麻薬		・ (1-ブチル-1 H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類	麻薬
2934・91 ～ 30・04 2 ～ 5 (略)	・ (4-メチルナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1 H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類	麻薬	2934・91 ～ 30・04 2 ～ 5 (略)	・ (4-メチルナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1 H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類	麻薬
	・ <u>[1- (5-フルオロペンチル)-1 H-インドール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類</u>	<u>麻薬</u>			
2934・91 ～ 30・04 2 ～ 5 (略)	・ <u>[1- (5-フルオロペンチル) -1 H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類</u>	<u>麻薬</u>	2934・91 ～ 30・04 2 ～ 5 (略)		